

行うため、歴史的な建造物及びその外観の保存状況等の把握やその他地域の景観形成上重要な建造物の把握に努める。

また、景観法に基づく建造物の所有者及び景観整備機構による景観重要建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進する。建造物の所有者による景観重要建造物の指定の提案が積極的かつ円滑に行われるよう、景観整備機構と連携し、景観重要建造物に関する制度の概要、景観重要建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観に関する情報提供等を行う。

## 第6 景観重要樹木の指定の方針

### 1 景観重要樹木の指定の基本的な考え方

歴史的経過や文化的意義、特徴的な樹容、学術的な特徴などを有する樹木で、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要と認められるものについて、景観重要樹木の指定を行う。

### 2 積極的に景観重要樹木の指定を行う樹木

京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例に基づく保存樹等は、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団で、「樹容が美観上優れ、周辺の町並みの景観に調和し、かつ樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っている」などの基準に適合しているものが指定されており、良好な景観の形成に重要なものであるため、保存樹等に指定された樹木については、積極的に景観重要樹木の指定を行う。

### 3 景観重要樹木の指定の方法

景観重要樹木の指定は、樹木の所有者の意見を聴くほか、景観又は樹木に関連する分野の専門家及び京都市美観風致審議会の意見を聴いて行う。

## 第7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

歴史都市・京都に相応しい品格のある美しい都市景観の形成を図るため、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「屋外広告物の表示等」という。）について次のとおり必要な制限を行う。

### 1 表示等を禁止する屋外広告物等

汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼす屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）の表示等を禁止する。

### 2 屋外広告物の表示等を禁止する物件

文化財保護法により重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定された建築物等、景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木、京都市市街地景觀整備条例により指定された歴史的意匠建造物への屋外広告物の表示等を原則として禁止する。

また、道路法に規定する道路の附属物、トンネル、橋、電柱、公衆電話所等への屋外広告物の表示等を禁止する。

### 3 屋外広告物の表示等を禁止する地域又は場所

文化財保護法により重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定された建築物等の敷地や特定の史跡名勝天然記念物、森林法により保安林として指定された森林のある地域、河川、水路、池沼、都市公園等の公園、特別緑地保全地区に指定された緑地、古墳、墓地、火葬場、御所、離宮、陵墓等の地域又は場所において、屋外広告物の表示等を禁止する。

### 4 屋外広告物規制区域内における制限

都市の景観の維持及び向上を図るため、屋外広告物規制区域を指定し、当該区域内における屋外広告物の表示等に対し、屋外広告物等の表示位置、規模、形態又は意匠を制限する。

屋外広告物規制区域には次のいずれかの種別を指定し、種別に応じた屋外広告物等の基準を条例に定める。

- (1) 第1種地域 (8)から(21)までに掲げる地域以外の地域（以下「一般地域」という。）のうち、山林、樹林地又は田園等が重要な要素となって、優れた自然景観を形成している地域
- (2) 第2種地域 一般地域のうち、歴史的建造物、閑静な住宅等が重要な要素となって、自然的景観又は町並みの景観を形成している地域
- (3) 第3種地域 一般地域のうち、背景となる山並みの稜線と調和する良好な市街地の景観を形成している地域又は京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が存し、良好な町並みの景観を形成している地域
- (4) 第4種地域 一般地域のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設と京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物とが調和し、良好な町並みの

### 景観を形成している地域

- (5) 第5種地域 一般地域のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設が多数存する地域で、京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物と調和した町並みの景観を形成していく必要があるもの
- (6) 第6種地域 一般地域のうち、店舗、工場、事務所又は倉庫が多数存する地域で、良好な町並みの景観を形成していく必要があるもの
- (7) 第7種地域 一般地域のうち、繁華な市街地の地域及び(1)から(6)までに該当しない地域で、良好な町並みの景観を形成していく必要があるもの
- (8) 沿道型第1種地域 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成している地域
- (9) 沿道型第1種地域特定地区 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、優れた眺望に配慮した良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (10) 沿道型第2種地域 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、店舗、事務所その他これらに類する施設が町並みの景観に調和した良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (11) 沿道型第2種地域特定地区 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、店舗、事務所その他これらに類する施設が町並みの景観に調和し、優れた眺望に配慮した良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (12) 沿道型第3種地域 店舗、事務所その他これらに類する施設と京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が調和し、良好な町並みの景観を形成している地域等に接する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (13) 沿道型第3種地域特定地区 店舗、事務所その他これらに類する施設と京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が調和し、良好な町並みの景観を形成している地域等に接する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (14) 沿道型第4種地域 店舗、工場、事務所又は倉庫が多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (15) 沿道型第4種地域特定地区 店舗、工場、事務所又は倉庫が多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (16) 沿道型第5種地域 店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (17) 沿道型第5種地域特定第1地区 店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存す

る幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する特に良好な通りの景観を形成していく必要がある地域

- (18) 沿道型第5種地域特定第2地区 店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (19) 沿道型第6種地域 良好な通りの景観を形成していく必要がある地域のうち、(9)から(18)までに該当しないもの
- (20) 歴史遺産型第1種地域 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表に記載されている文化遺産の区域の周辺の区域又は特に歴史的環境を保全する必要がある区域（以下「世界遺産周辺区域等」という。）のうち、山林、樹林地又は歴史的建造物等が重要な要素となって優れた自然的景観を形成している地域
- (21) 歴史遺産型第2種地域 世界遺産周辺区域等のうち、(20)に該当しない地域

## 5 屋外広告物等特別規制地区内における制限

伝統的建造物群保存地区等まとまりのある景観を示している地域で、屋外広告物等の位置、規模、形態又は意匠について当該地域の特性に応じた特別の制限を行う必要があるものを、屋外広告物等特別規制地区として指定し、当該地区における屋外広告物等景観整備計画を定め、屋外広告物の表示等を制限する。

## 第8 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定める。

なお、各景観重要公共施設の整備に関する事項は、第2章、第3章及び第4章に定める。

### 1 良好的景観の形成に重要な道路

自然・歴史的景観の保全、市街地景観の整備及び眺望景観の創生を図るべき地区において景観上重要な構成要素となる道路及び良好な景観の形成に向けた整備が行われる道路を景観重要公共施設とする。

#### (1) 自然・歴史的景観の保全及び市街地景観の整備を図るべき地区において景観上重要な構成要素となる道路

ア 風致地区内において景観上重要な構成要素となる道路

賀茂街道、川端通、三条通（三条大橋区間）、旧奈良街道、愛宕街道、周山街道、鞍馬街道、貴船道

イ 伝統的建造物群保存地区内の道路法による道路

ウ 歴史的景観保全修景地区内の道路法による道路

エ 界わい景観整備地区内の道路法による道路

オ 沿道の建造物等と一体をなして景観上重要な構成要素となる道路

烏丸通（鞍馬口通から七条通まで）、御池通（木屋町通から堀川通まで）

#### (2) 眺望景観の創生を図るべき地区において景観上重要な構成要素となる道路

眺望景観保全地域内において「境内地周辺の眺め」の視点場に指定する道路

#### (3) 良好的景観の形成に向けた整備が行われる道路

無電柱化推進計画に基づき整備が行われる道路

### 2 良好的景観の形成に重要な河川・港湾

自然・歴史的景観の保全及び市街地景観の整備を図るべき地区において景観上重要な構成要素となる河川・港湾及び良好な景観の形成に向けた整備が行われる河川を景観重要公共施設とする。

#### (1) 自然・歴史的景観の保全及び市街地景観の整備を図るべき地区において景観上重要な構成要素となる河川・港湾

ア 風致地区等において景観上重要な構成要素となる河川

鴨川（賀茂川）、高野川、岩倉川、白川、清瀧川、桂川、天神川（紙屋川）、貴船川、鞍馬川

イ 河岸及び湾沿いの建造物等と一体をなして景観上重要な構成要素となる河川・港湾

宇治川派流、濠川、伏見港

## (2) 良好的な景観の形成に向けた整備が行われた河川

市街地景観の整備を図るべき地区において景観に配慮した事業計画に基づき整備が行われた河川

堀川

## 3 良好的な景観の形成に重要な都市公園

一定規模（2ha以上）の面積を有し、自然的・歴史的景観の保全及び市街地景観の整備を図るべき地区において景観上重要な構成要素となる次の都市公園を景観重要公共施設とする。

鴨川公園、宝が池公園、吉田山緑地、岡崎公園、円山公園、東山自然緑地、伏見北堀公園、嵐山公園、嵐山東公園、船岡山公園、大原野森林公园

## 4 良好的な景観の形成に重要な京都御苑

京都市中心部にある広大な緑地であり、京都御所及び周囲の道路や沿道の町並みと一体をして景観上重要な構成要素となる京都御苑を景観重要公共施設とする。

## 第9 文化的景観の継承に関する基本的な方針

文化的景観は、文化財保護法において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と位置づけられている。

豊かな自然と悠久の歴史の中で、都における人々の営みにより育まれてきた都市の景観と、都を支える生産地としての農山村の人々の生業等により生み出されてきた周縁の景観は、京都市民のみならずわが国国民の共有の財産であり、欠くことのできない貴重な文化的景観である。

そして、京都の景観は、常に本物を追及しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、時代とともに創造的に発展させながら受け継がれてきた文化的景観もある。

こうした歴史都市・京都の景観は、そのすべてが文化的景観であることを踏まえ、文化、産業、観光等の各種政策や市民をはじめとするあらゆる主体との連携を図りながら、文化的景観が持つ価値を保存するだけでなく創造的な視点を加えて継承する景観形成に取り組む。

## 第3章 市街地景観の整備に関する計画

### 第1 市街地景観の整備に関する基本方針

京都市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成に資する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、その他市街地景観の整備に関し必要な事項を定め、良好な都市環境の保全及び創出に資するとともに、この景観を将来の世代に継承することとする。

これまで、京都御所や二条城、東・西本願寺、東寺等、町中に点在する世界遺産をはじめとした歴史的資産周辺の地域、東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東の地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積による特徴的な町並みが広がる地域等を美観地区として指定し、市街地における美観の維持を図ってきた。これらの地域に加え、市街地景観の整備を図るため、おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地（以下、「歴史的市街地」という。）を、景観形成の重点地域と定め、これらの範囲全域を都市計画法に基づく景観地区（「美観地区」あるいは「美観形成地区」）として指定し、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用する。

特に、京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛える「歴史的都心地区」については、賑わいと快適な歩行者空間の創出と併せて、良好な景観の保全・創出を重点的に推進する。

また、景観計画区域内の美観地区、美観形成地区及び風致地区以外の市街化区域（景観やまちづくり全体の方向性を検討中の高度集積地区及び横大路地区を除く。）において、市街地の景観の形成及び向上を図る地域を建造物修景地区として定め、景観法に基づく届出、勧告等の制度を活用する。

これらの建築物等の形態意匠の制限に当たっては、条例、規則、告示又は都市計画に定められたデザイン基準に基づくほか、本計画に記載されたものを望ましい基準として、市民、事業者等の理解を得つつ、活用する。

さらに、伝統的建造物群保存地区等の良好な景観の形成に関する詳細な計画を定めている場合は、それぞれの制度の趣旨及びその詳細計画に従い、地域ごとに特色のある良好な景観の保全・創出を図る。

今後、優れた景観の保全、創出に積極的に貢献する建築物の計画に関する提案や地域住民からの自主的な取組による提案を基に、市街地景観の保全、創出に重大な影響を与える建築物のデザイン基準の進化を図るものとする。

## 第2 市街地の良好な景観の保全・創出

### 1 景観地区（美観地区、美観形成地区）における基本方針

#### (1) 美観地区

京都御所や二条城、東・西本願寺、東寺等、まちなかに点在する世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域、東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東に位置する鴨東地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等を、都市計画法に基づく景観地区（美観地区）として指定し、良好な市街地の景観の保全を図る。

これらの美観地区については、地区の景観の特性に応じて、①山ろく型美観地区、②山並み背景型美観地区、③岸辺型美観地区、④旧市街地型美観地区、⑤歴史遺産型美観地区及び⑥沿道型美観地区のいずれかに指定し、景観特性に応じた地区ごとの良好な景観形成のための方針に基づき、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用し、建築物及び工作物の形態意匠の制限を行う。

- ① 山ろく型美観地区 山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並み景観を形成している地区
- ② 山並み背景型美観地区 背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区
- ③ 岸辺型美観地区 良好的水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区
- ④ 旧市街地型美観地区 歴史的市街地内において、生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区
- ⑤ 歴史遺産型美観地区 世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区
- ⑥ 沿道型美観地区 趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区

#### (2) 美観形成地区

美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通り、京都駅周辺地域などを、都市計画法に基づく景観地区（美観形成地区）として指定し、良好な市街地の景観の創出を図る。

これらの美観形成地区については、地区の景観の特性に応じて、①市街地型美観形成地区、②沿道型美観形成地区のいずれかに指定し、景観特性に応じた地区ごとの良好な景観形成の方針に基づき、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用し、建築物及び工作物の形態意匠の制限を行う。

- ① 市街地型美観形成地区 既に市街地が形成されている地区で、良好な町並みの景観の創出を目的とする地区
- ② 沿道型美観形成地区 良好的沿道の景観の創出を目的とする地区

景観地区の地域及び面積 【別図6】

名 称	面 積 (ha)	備 考
山ろく型美観地区	約 138	北白川・銀閣寺周辺
		渋谷・馬町
		今熊野・泉涌寺周辺
		本町筋・稻荷山周辺
山並み背景型美観地区	約 303	下鴨神社周辺 (2)
		田中・吉田
		京都大学周辺
		聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観地区	約 68	哲学の道
		岡崎疏水
		鴨川東 (1)
		鴨川東 (2)
		鴨川西 (1)
		鴨川西 (3)
		高瀬川 (2)
		濠川・宇治川派流
		白川 (岡崎・祇園)
		鴨川西 (2)
		高瀬川 (1)
		西陣
		御所周辺
旧市街地型美観地区	約 1,146	鴨東
		鴨川
		二条城周辺
		職住共存 (1)
		職住共存 (2)
		本願寺周辺
		伏見

歴史遺産型美観地区		約 543	
一般地区	約 381	下鴨神社周辺（1）	
		御所	
		二条城	
		祇園・清水寺周辺	
		本願寺	
		東寺	
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区		約 3.2	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区	約 6.5	約 9.9
	宮川町地区	約 2.0	
	八坂通地区	約 1.4	
上京小川歴史的景観保全修景地区		約 2.1	
伏見南浜界わい景観整備地区		約 25	
重要界わい整備地域		約 5.3	
三条通界わい景観整備地区		約 6.6	
重要界わい整備地域		約 2.9	
上賀茂郷界わい景観整備地区		約 23	
重要界わい整備地域		約 2.2	
千両ヶ辻界わい景観整備地区		約 37	
重要界わい整備地域		約 7.9	
上京北野界わい景観整備地区		約 7.9	
重要界わい整備地域		約 3.0	
西京櫻原界わい景観整備地区	街道北・南地区	約 12	約 18
	街道沿い地区	約 5.5	
	重要界わい整備地域	約 1.3	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 27		
	重要界わい整備地域	約 2.7	
先斗町界わい景観整備地区	先斗町通地区	約 2.0	約 2.1
	重要界わい整備地域	約 0.8	
	一般地区	約 0.1	

沿道型美観地区	都心部幹線地区	約 122	約 132	御池通		
				四条通		
三条通地区	約 9.9			五条通（1）		
				河原町通		
市街地型美観形成地区				烏丸通		
				堀川通		
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 423	約 434	三条通		
				小山		
衣掛けの道地区	約 5.3			高野		
				西ノ京		
五条通地区	約 5.6			壬生・朱雀		
				京都駅周辺		
合 計		約 3,431		西七条・唐橋		
				北山・白川通		
				西大路・北大路		
				二条駅周辺		
				京都駅前		
				その他沿道		
				衣掛けの道		
				五条通（2）		
				—		

## 2 建造物修景地区における基本方針

景観計画区域のうち、美観地区及び美観形成地区（以下「美観地区等」という。）並びに風致地区以外の市街地の区域（横大路地区及び高度集積地区を除く。）を建造物修景地区として定め、良好な市街地景観の形成及び向上を図る。

建造物修景地区においては、地区の景観特性に応じて、①山ろく型建造物修景地区、②山並み背景型建造物修景地区、③岸辺型建造物修景地区及び④町並み型建造物修景地区のいずれかに指定し、地区ごとの良好な景観の形成のための方針に基づき、景観法に基づく届出及び勧告等の制度を活用して、建築物及び工作物の形態意匠等の制限を行う。

- ① **山ろく型建造物修景地区** 山すその緑豊かな自然に調和した良好な町並み景観の形成を必要とする地区
- ② **山並み背景型建造物修景地区** 背景となる山並みの緑と調和した良好な市街地の景観の形成を必要とする地区
- ③ **岸辺型建造物修景地区** 良好的水辺の空間と調和した趣のある岸辺の景観の形成を必要とする地区
- ④ **町並み型建造物修景地区** 地域の景観の特性を生かしながら、当該地域の町並みの景観を向上させる必要がある地区

建造物修景地区の種別及び面積 【別図6】

類型	面積 (ha)		備考
山ろく型建造物修景地区	約 3,225	約 877	北部
		約 999	西部
		約 1,349	伏見・山科
山並み背景型建造物修景地区	約 1,347	約 411	北山周辺
		約 679	太秦周辺
		約 215	西山周辺
		約 42	右京の里
岸辺型建造物修景地区	約 313	約 313	桂川
町並み型建造物修景地区	約 3,691	約 507	葛野周辺
		約 462	吉祥院周辺
		約 188	九条周辺
		約 428	竹田周辺
		約 751	久世・久我・羽束師
		約 440	淀・横大路
		約 248	伏見桃山・向島
		約 667	山科
合計	約 8,576		

### 第3 市街地の良好な景観の保全・創出に関する地域別方針【美観地区、美観形成地区】

#### 1 美観地区における良好な景観の保全に関する地域別方針

##### (1) 山ろく型美観地区

山すその自然景観との調和を図るとともに、隣接する風致地区等の自然的景観にも配慮して、和風基調の建築物から構成される景観の継承をこの地区の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物の屋根の形状は、背景となる山並みや隣接する風致地区との調和を図るために、勾配屋根の日本瓦、又は銅板等の金属板（これらと同等の風情を有するものを含む。）ぶきとする。また、軒の出を深く設けることにより、陰影深く落ちつきのある和風基調の町並み景観を形成する。さらに、3階以上の階については、1階壁面より十分に後退させること等により、周辺への圧迫感の低減を図る。

道路等の公共の用に供する空地に面して、開放された空地を設ける場合は、門、塀又は生垣等を設けることにより、まとまりのある通り景観を形成する。さらに、地区の景観特性に配慮し、できる限り緑化を図り、隣接する山並みとの調和を図る。

##### ① 北白川・銀閣寺周辺 <1>

御蔭通、白川通、丸太町通と比叡山風致地区に囲まれた東山の山ろく部にある北白川・銀閣寺周辺地域は、東山を身近に感じることができ、東山の山懐に抱かれていることを感じさせる場所である。こうした東山の山並みとの連続性を意識させる空間の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

##### ② 渋谷・馬町 <2>

五条通以南を通る渋谷通（旧渋谷街道）に沿って広がる渋谷・馬町地域は、起伏に富む地形に、緑豊かな空間を有する大学や寺院が広がる特徴的な景観を形成している。渋谷通からは、東山の山並みを眺望できる場所がいくつもあり、そこからは東山との一体感を感じさせる。こうした空間の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため緑豊かな景観の特徴を生かして、積極的に中高木の樹木の保全と植樹に努める。

##### ③ 今熊野・泉涌寺周辺 <3>

阿弥陀ヶ峰の南ろくを東に抜ける日吉南道と東大路通、及び東福寺の北側に囲まれた東山の山ろくに位置する今熊野・泉涌寺地域には、泉涌寺や東福寺等の寺院と学校等の文教施設が立地し、起伏に富む地形により独特の景観を形成している。これらの寺院の境内や学校等などに至る道路からは、東山を身近に感じができる場所がいくつもある。こうした緑豊かな景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、緑豊かな景観の特徴を生かして、積極的に中高木の樹木の保全と植樹に努める。特に泉涌寺の参道に続く泉涌寺道周辺の建築物については、和風基調の外観とし、参道周辺の風情を保全するとともに、東山山ろくの緑豊かな自然景観との調和及び連続性に配慮する。

##### ④ 本町通・稻荷山周辺 <4>

伏見稻荷大社の北側及び東福寺の西側に位置する本町通・稻荷山地域は、主に東山の山

ろくに広がる閑静な住宅地と旧街道の趣を残す本町通から構成される。伏見稻荷大社周辺の本町通は、賑わいを支える店舗と住宅が共存し、京町家が残る町並みによって、地域特有の風情を醸し出している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、東山の山ろくに広がる稻荷山地域は、風致地区に接していることから、緑豊かな自然環境との調和に配慮し、積極的に中低木の樹木の保全と植樹に努める。本町通周辺の建築物については、和風基調の外観とするなど、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

## (2) 山並み背景型美観地区

山並み背景型美観地区は、京都大学や吉田・田中からなる鴨東地域の一部及び下鴨神社北側の歴史的市街地の一部から構成されている。吉田山、糺の森の市街地における貴重な緑地空間の保全を図るとともに、これらの緑地景観に配慮した都市景観の継承を、この地区の景観形成の基本方針とする。

当該地区は、吉田山や東山から近くに見下ろされる市街地であるため、日本瓦ぶきの勾配屋根を基本として、勾配屋根を設けない場合は屋上緑化を行う等、見下ろしの景観に配慮したまとまりのある町並み景観を形成する。また、大学等の大規模な建築物については、東山への眺望に配慮し、水平性を強調した形態意匠を施す等、周囲への圧迫感の低減を図る。

公共の用に供する空地に面する場合は、門、塀又は生垣等を設置することにより、通り景観の連続性を保全する。

さらに、この地区の景観特性に配慮し、できる限り緑化を図り、背景の山並み又は市街地の縁との調和を図る。

### ① 下鴨神社周辺（2）<5>

下鴨神社地域は、下鴨神社の北側に位置し、昭和初期に整備された閑静な住宅地と伝統的な京町家を残す松ヶ崎に続く旧街道から構成される。また、この地域の西側に隣接し、風致地区に指定している賀茂川左岸は、生垣や門塀を構えた良好な邸宅が立ち並び、落ち着いた風情を醸し出している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物については、日本瓦ぶきの勾配屋根の和風を基調とし、特に中層の建築物は、近接する世界遺産（下鴨神社）や住宅地との調和に配慮する。

また、下鴨神社、賀茂川及び高野川沿いの樹木との調和や周囲の町並みとの調和を図るため、敷地内の緑化及び門、塀又は生垣等により、通り景観の連続性に配慮する。

### ② 田中・吉田 <6>

田中・吉田地域は、鴨川を隔て下鴨神社の東に位置し、東は北白川、南は京都大学構内に接し、北は御蔭通を境とする。この辺りは大正期まで農地が広がっていたが、昭和初期以降には、交通の便が良くなるに従い、次第に市街地に変わっていった。高野川畔には染色工場があったが、近年では、共同住宅等に建て替わっている。比叡山をはじめとする東

山を身近に感じられる地域であるとともに、鴨川西岸から東山を眺望する際の前景となる重要な地域でもある。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

### ③ 京都大学周辺 <7>

京都大学を中心とし、吉田山や東山の山ろくが近く、自然景観豊かな地域である。京都大学は明治30年に設立されたわが国を代表する総合大学であり、歴史的建造物と現代建築が共存し、緑豊かなキャンパスを構成する。

こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。なお、大規模な施設を有する京都大学については、地域にふさわしい詳細な形態意匠等の計画を定め、総合的な景観形成が図れるよう誘導する。

### ④ 聖護院・吉田山周辺 <8>

聖護院・吉田山周辺地域は、東は白川通、北は御蔭通と今出川通、西は京都大学、南は平安神宮、岡崎公園や琵琶湖疏水に囲まれた地域である。吉田山・黒谷には、吉田神社、真如堂、金戒光明寺等の社寺が立地し、それぞれ特徴的な景観を形成している。また銀閣寺道、東一条通、丸太町通から、沿道の社寺と一緒に東山の山並みを眺望することができ、東山を身近に感じることができる。

こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、社寺周辺の建築物については、勾配屋根の和風基調の外観を基本とし、敷地内の緑化を充実するなど、歴史的な町並み景観の保全を図るとともに、東山山ろくの緑豊かな自然景観との調和に配慮する。

### (3) 岸辺型美観地区（一般地区、歴史的町並み地区）

岸辺型美観地区の一般地区は、歴史的市街地にある鴨川（二条通から五条通までの西岸を除く）、高瀬川（七条通以南）、岡崎地域及び哲学の道に流れる疏水、さらに伏見の濠川・宇治川派流等の水辺を中心とし、自然との共生の中で、潤いと緑豊かな景観を形成している地区である。鴨川の岸辺からは、北山や東山を眺めることができ、河川沿いの緑地と山並みへの眺望景観の前景をなす鴨東地域の市街地とが一体となった、風情ある良好な眺望が得られる。こうした、河川等の岸辺空間の緑豊かな潤いある地域における景観特性の継承を、この地区的景観形成の基本方針とする。

このため、日本瓦、金属板ぶきの勾配屋根からなる、落ち着きのある町並み景観を形成し、河川に面する外壁面については、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させ、河川側からの眺めにも配慮した形態意匠とし、河川側にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、その前面に格子等を設け、或は色彩を建築物とあわせること等により、建築物との調和に配慮し、良好な河川景観を保全、創出する。

さらに、この地区的自然景観の特性に配慮して、積極的に敷地内の岸辺側に植栽を施し、潤いと緑豊かな岸辺景観の形成を図る。

また、岸辺型美観地区の歴史的町並み地区は、鴨川納涼床が設置される鴨川西岸（二条通

から五条通まで) や白川 (岡崎・祇園), さらに高瀬川 (七条通以北) では, 古くから業務商業機能と結びついた河川沿いに, 旅館, 料亭や伝統的な木造建築物などが立ち並び, 岸辺に面して歴史的な町並みが残っている地区である。こうした伝統的な建築物の連担性を確保すること及び, 地域の景観特性の継承を, この地区的景観形成の基本方針とする。

このため, 建築物は, 深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設け, 連担する町並みとの調和に配慮する。また, 岸辺の風情を維持するため, 河川に面する外壁については, 歴史的な町並みや周囲の景観と調和した形態意匠とし, その他の外壁についても, 町並み景観に配慮することにより, 周囲の景観と調和した岸辺景観の形成を図る。

また, 川端通の沿道では, 鴨川の岸辺からの景観に配慮し, かつ, 幹線道路としての良好な沿道景観の形成を図る。

### 【一般地区】

#### ① 哲学の道 <9>

哲学の道地域は, 高野から銀閣寺に向かう疏水分流の沿岸一帯からなる。疏水分流沿いの通りは, 通称「哲学の道」と称され, 桜並木とこれらの樹木越しに立ち並ぶ建築物とが一体となって, 瀟洒で洗練された岸辺の景観を形成している。こうした景観特性の継承を, この地区的景観形成の基本方針とする。

このため疏水分流に面した外壁面は, 道路側と同様に, 岸辺の風情に配慮した形態意匠とするとともに, 疏水側に積極的に緑化を図ることにより, 良好的な岸辺景観を保全する。さらに, 3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより, 岸辺側の圧迫感の低減を図る。また, 道路や疏水等に面して空地を設ける場合は, 門, 墙又は生垣等を設置することにより, 岸辺及び通り景観の連続性を維持する。

#### ② 岡崎疏水 <10>

岡崎疏水地域は, 岡崎を流れる琵琶湖疏水及び水路沿いの市街地を含む。

琵琶湖疏水は, 京都の近代化に貢献し, 今日なお, 京都の飲料水を供給する市民の生活に欠くことのできない水路である。石積みの残る疏水は, かつては水車動力や舟運, 工業用水などに利用され, 疏水沿いでは伸銅, 製材, 精米, 製麦などさまざまな営みが行われた。現在は, この琵琶湖疏水は, 豊かな水量と疏水沿いの柳や桜等の樹木と調和し, 潤いと緑豊かで良好な岸辺景観を形成している。こうした景観特性の継承を, この地区的景観形成の基本方針とする。

このため水路に面する建築物は, 疏水沿いの樹木や東山の山並みと調和するよう, 敷地内を積極的に緑化するように誘導する。また, 地域の景観特性にかんがみ, 現代建築物や洋風建築物は, 岸辺や緑等の自然景観と調和するよう特に配慮し, 良好的な岸辺景観を保全する。

#### ③ 鴨川東(1) <12>

今出川通から岡崎疏水までの鴨川の東岸からなる鴨川東(1)地域は, 西岸から東山を

眺める際の前景となり、この東山への眺めは、山紫水明と形容される。

鴨川沿いの大規模な敷地には、高木等が植栽された現代建築の大学施設や文化施設等が立ち並び、鴨東地域の歴史的な町並みと調和した岸辺の景観を呈している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は橋上や西岸から見た東山への眺望を阻害しないよう、勾配屋根を設ける等、建築物の形態意匠に配慮し、東山への景観との連続感を維持する。また、地域の景観特性にかんがみ、建築物は、鴨川の水辺や岸辺の緑等の自然景観との調和に配慮すると共に、鴨川に沿って計画的に緑化することにより、良好な岸辺の景観の保全、創出を図る。

#### ④ 鴨川東（2）<13>

岡崎疏水からJR東海道本線までの間の鴨川の東岸からなる鴨川東（2）地域には、かつては伝統的な木造建造物が数多く残されていたが、川端通の開通を契機に大きく景観が変貌し、川端通側を正面とした新しい建築物が次々と建てられるようになった。しかしながら、現在においてもなお、橋上や西岸から東山を眺望する景観は、京都を代表する景観である。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は橋上や西岸から見た東山への眺望を阻害しないよう、勾配屋根を設ける等、建築物の形態意匠に配慮し、東山への景観との連続性を維持する。

また、鴨川に沿って緑化を誘導することにより、良好な岸辺景観の保全を図るとともに水辺の景観の連続性を維持する。

#### ⑤ 鴨川西（1）<14>

葵橋から二条通までの鴨川の西岸に位置する鴨川西（1）地域は、岸辺の高木やその背後の建築物が一体となった景観を形成しており、特に対岸の川端通からは、自然と人工物とが融合した眺望景観を堪能することができる。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、勾配屋根を設け、壁面の色彩や素材に配慮することにより、河川の広がりある空間と、岸辺の緑との調和と連続性を維持する。また、大規模な敷地に植えられた高木等の樹木を保全すると共に、鴨川沿いに緑化を図ることにより、水辺の景観の連続性を維持する。

#### ⑥ 鴨川西（3）<15>

五条通からJR東海道本線までの鴨川の西岸に位置するこの地域は、鴨川に面して、良好な水辺の空間と調和した建築物が立ち並び、緑豊かな潤いある地域独特の情緒と風情を醸す景観を形成している。こうした地域の景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、勾配屋根とし、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、河川の広がりある空間と調和した岸辺空間を維持する。また、鴨川沿いに緑化を誘導することにより、良好な岸辺景観の保全を図る。